平成２２年（フ）第１３８号
三重県志摩市阿児町神明字カシコ733番地の４、住民票上の住所三重県志摩市阿児町神明749番地１
債務者　松井　耀司
１　決定年月日時　平成23年１月６日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第５４０号
沖縄県浦添市宮城６丁目18番26号　玉寄アパート102号
債務者　上間　徳正
１　決定年月日時　平成23年１月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１５４号
岩手県大船渡市末崎町字大田136番地５
債務者　伊藤　浩喜
１　決定年月日時　平成23年１月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第１号
北海道北斗市七重浜４丁目32番66号　ペアコート七重浜101
債務者　對馬　聡子
１　決定年月日時　平成23年１月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１５３号
岩手県大船渡市猪川町字冨岡130番地１
債務者　山田　則子
１　決定年月日時　平成23年１月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第３１０号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野4687番地　レオパレスサングリーン104
債務者　東　　力也
１　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第３１５号
群馬県太田市大原町530番地６
債務者　見竹　隆昭
１　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１９９号
岐阜県養老郡養老町大跡53番地
債務者　西脇　濱子
１　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第２２０号
岐阜県大垣市墨俣町上宿1057番地１　椿町団地Ｂ１－７
債務者　杉田なおみ
１　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第２３２号
栃木県足利市花園町77番地１　スカイハイツ花園405
債務者　バルダン　パウロ　フェルナンデス
１　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月18日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第２３３号
栃木県足利市花園町77番地１　スカイハイツ花園405
債務者　バルダン　アケミ　ウエダ
１　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月18日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第８０号
岩手県九戸郡洋野町種市第22地割２番地８
債務者　八木　寿子
１　決定年月日時　平成23年１月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月８日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第８５号
岩手県久慈市湊町第21地割68番地３
債務者　佐藤　朋子
１　決定年月日時　平成23年１月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月８日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第３３０３号
横浜市南区六ツ川３丁目114番地４　六ツ川台団地２街区２棟504号
債務者　小島　美波
１　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月２日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４０１号
神奈川県大和市鶴間１丁目31番21―706号、住民票上の住所神奈川県大和市西鶴間４丁目３番21号
債務者　大谷　友保
１　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６４０号
横浜市都筑区勝田町266番地の１　12―103
債務者　安藤千鶴子
１　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部